

平成23年第 号

離婚給付契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取してこの証書を作成する。

第1条（離婚の合意）

夫 文京 太郎（以下「甲」という。）と妻 文京 花子（以下「乙」という。）は、本日両者間の未成年の長男 一郎（平成*年*月*日生、以下「丙」という。）の親権者を乙と定め、乙において監護養育することとして協議離婚する（以下「本件離婚」という。）こと及び本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。

第2条（養育費）

甲は、乙に対し、丙の養育費として、平成23年6月から丙が満20歳に達する日の属する月まで、1か月金40,000円の支払義務のあることを認め、これを、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条（面接交渉）

乙は、甲が丙と面接交渉することを認める。面接の具体的な日時、場所、方法等は、甲と乙が、丙の福祉及び情緒等に十分配慮しながら協議して定めるものとする。

第3条（慰謝料）

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金2,500,000円の支払義務のあることを認め、平成*年*月*日限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条（債権債務の不存在の確認）

甲及び乙は、本件に関し解決したことを確認し、甲と乙との間には、本証書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5条（強制執行の認諾）

甲は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

以上

本旨外要件

会社員

夫（甲） 文 京 太 郎

昭和*年*月生

上記は、運転免許証の提示により、人違いでないことを証明させた。

公務員

妻（乙） 文 京 花 子

昭和*年*月生

上記は、運転免許証の提示により、人違いでないことを証明させた。

この証書は、平成*年*月*日、本公証人役場において法律の規定に従い作成した。

上記各事項を列席者に閲覧させたところ、一同その正確なことを承認し、次に署名押印する。